

図表2-1-18 高等技能訓練促進費事業の支給件数等

	支給件数	資格取得者件数
平成17年度	755件	709件
（4月～12月）	717件	36件
平成18年（4月～12月）	977件	64件
合計	1,732件	773件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-19 高等技能訓練促進費事業の支給件数等による就業実績の状況  
(平成15(2003)年4月～平成18(2006)年12月)

総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
1,130件	957件	131件	42件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

#### (4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について、①指定保育士養成施設において必修科目となっている保育実習の一部を、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事したことをもって免除できること、②保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとなっている。

### 3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に、通常の求職者よりその就職条件は難しい状況にある。このため、1及び2において述べた就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母の雇用・就業機会の増大に資する施策として、特定求職者雇用開発助成金や常用雇用転換奨励金の支給、母子福祉団体等への事業発注などを促す取組を行った。

#### (1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（賃金相当額の4分の1（中小企業事業主は3分の1）を雇入れ後6か月ごとに2回支給）を支給している。

平成18(2006)年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,236（速報値）件（平成17(2005)年度22,171件）、58（速報値）億円（同58億円）を支給した。